

第2部 報告及びパネルディスカッション

①授業実践報告「狙われた消費者～中学校3年生社会科（公民）」

草野

それでは、ただ今より第2部を始めさせていただきたいと思います。

第2部はパネルディスカッションと称しておりますが、意見交換を中心にしたと思います。最初に大谷中学校の吉田先生から授業実践報告をして頂きまして、あと、司法書士法教育ネットワークの伊見先生の方から、日司連の報告も踏まえて活動報告していただき、意見交換という順番で進めさせていただきたいと思います。

では講師をご紹介します。先ほどもお話いただきました、福井大学の橋本先生でございます。

続きまして、第2部で授業実践報告をしていただきます、気仙沼市立大谷中学校の吉田先生でございます。

司法書士法教育ネットワーク会員で日司連の法教育推進委員会の副委員長をされておられます伊見先生でございます。

第2部の趣旨でございますが、前段の橋本先生のご講演を踏まえて、まず、中学校の現場での報告です。我々は、高校ではよく法律講座をやってきたのですが、中学校の現場での実績がまだまだ少ないこともありまして、宮城県内でもなかなかできておりません。ところが吉田先生からご連絡を受けまして、宮城県の司法書士会の法律講座実行委員会（現、法教育推進委員会）がお手伝いしたのがきっかけで、延べ3回ほどお手伝いした経緯がございます。その実践報告をしていただいて、今後の学習指導要領の改定に伴って中学校との連携をはかっていくことになると思いますので、その辺りを探っていきたいということです。その後、司法書士の活動報告については、日司連の活動報告を含めて、伊見先生の方からお話いただけると思います。その後の意見交換で、今後の歩む「みち」を、みなさん方からのご質問とか意見も含めて話しをしていきたいと思っております。

では吉田先生から授業実践報告として、講演をしていただきたいと思います。

吉田

司法書士の先生方こんにちは。はじめまして。今、ご紹介いただきましたが、宮城県の気仙沼市立、9月1日から気仙沼市と本吉町が合併になりまして気仙沼市立の学校となりました、大谷中学校の吉田康昭と申します。どうぞよろしくお願ひします。

まず、実践するきっかけになったところから簡単にお話いたします。平成17年と、19年、そして昨年と3回、宮城県司法書士会の先生方にお世話になって、資料にあるような実践を行いました。そのきっかけは、私は司法書士の存在すらわからなかったのですが、これは新聞のコピーなのですが、地元の河北新報（注：地方新聞）というのがありますけれども、そのこのスポット欄に「県司法書士会会長に就いた阿部京子さん」という記事があったんですね。なんとはなしに見ていたのですが、女の人が会長になってそのことで触れているのだなと思って読んでいきましたら、「高校生を対象にした消費者教育やお年寄りの相談業務に以前から携わっており」云々と終わるんですね。中学校の教科書、私ども東京書籍のものを使っているのですが、その「消費者の権利と保護」というところで、悪徳商法とかそういった被害に遭わないようにというような題材が1時間ないし2時間程度あるのです。それで私も新聞などで知った範囲のことは言えるのですが、なかなか実際これでいいのかなというところを抱えながら授業をしている所もありまし

た。この記事を見たときに、そうか、司法書士という先生が高校生を対象にそういう授業をしていらっしゃるのか。じゃあ私も思い切って、ということですね。実際、外部の機関と連絡を取り合いながら実践するというのは、正直、手間はかかりますし大変な面もあります。ただ、何かひと工夫をということで、17年に始まりました。そのときは3年生の生徒が50~60人だったと思うのですが、司法書士の4名の先生に学校にお越しただいて、それぞれの分野について講義をいただくというような感じでした。

それはそれで、これはやってよかったなって思ったのですが、今度はもう少し何か工夫をして、もっと分かりやすい、こどもたちにとってできれば将来役に立つようなものにしたなということで行ったのが、資料の2頁、3頁、4頁にあるような実践です。それで、ここにあるようなものを考えたときに、いろいろ事前の準備が必要だなと。5頁、6頁のほうに解決策、「6つの事例」を授業で取り上げたのですが、この解決策は専門家の方に聞かないと分からないなということで、この様な事例の場合どの様な解決策があるのかということ、司法書士会の先生方にお尋ねしました。FAXでのやり取りだったのですが、この様な「手記」をまずつくることができました。あと、当日の授業の前にわざわざ学校の方にお越しただいて、授業をこの様に展開したいと思っているのですが如何ですかということで、どこで先生方からアドバイスをいただくか、その辺もいろいろ相談をいたしました。なるべく効果的にということでも考えました。あと利息についても扱ったものですから、前に高校生対象に司法書士会の方で作成したものだけだったのですが、「計算書 29.2%の場合」というのがありまして、これだと本当に大変なんだなと。これを私の方でカードに作り替えまして、前の時間に利息について、「この場合はこういうふうになっている。大変だね。」というようなことを30分くらいの時間で学習をしました。事前には、そういったことを行いました。

そして授業の実践なのですが、当日は教室を、宮城県司法書士会気仙沼支部の吉田博文司法書士に主にお話をいただいたので、教室の前の方にここは「司法書士吉田博文事務所」だというようなことを明示しましてね、教室にあるパイプ椅子とかそういったものを組み合わせて、応接室とまではいきませんが、その様なセットをしました。それで、吉田先生のところに生徒が相談に訪れるという設定で行ったのです。大体3分程度ずつ、6つの事例ということ。司法書士の方から「私が吉田です。」ということで名刺ですね、一人ひとりいただいて、そういった経験はこどもたちはありませんので、そこでもちょっと嬉しいという感じがありました。あと、2頁、3頁、4頁にありますようにそれぞれの相談をし、そして先生からのアドバイスをもらった後、今日の課題、「トラブルを起こしたり巻きこまれたらどうするのか」ということで、その相談の様子からどんなことが分かったのか、それぞれワークシートにまとめていく。それを全体で発言をし、私の方でまとめていく。本日のまとめとしては、一人で悩まず家族に相談し、必要なときは専門家に相談し、被害を最小限に食い止めることが大切であるというようなことが、その時間の結論だったのですが、そのような方向にまとめていきました。50分の授業です。

この時間を振り返ってやって良かったなと思うことのひとつが、こういったトラブルを起こしたとき、巻きこまれた場合の解決策、これを一つは知ることができたと言うこと、これがひとつ。更に大きいのが、何かあると一人で悩んでしまうということが大人の中にも沢山あります。でも、「相談のチャンネル」といいますか、何かあったら、例えば裁判所、何かあったら弁護士の先生、こういうことがあったら司法書士の先生、或いは消費生活センターの方、或いは人権擁護委員とか、社会には様々な専門家がいる、常に、

困った人の相談にのっていただいている、何かあったらそういう方に相談にのっていただく。そういう「チャンネル」を子どもたちに知らせたかった。それを、ある程度授業の中で知ることができたのではないかと。これが大きかったと思います。あとは日常生活をしていて、教材を生徒が購入する場合もあるのですが、(そんな時に) おかしいって思う感覚。或いは目を養う。そういったことも学校の中で、全ての場合とはできないのですが、私どもも工夫をしながら社会科の授業の一部ではございますが今後も取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

この後、意見交換というところで、司法書士の先生方に私たちから期待することとあるのですが、個人的には主に司法書士の先生は高校に出向いて高校生を相手にいろいろお話をいただいているということを知っています。やりようによっては中学校でも十分出来るかと思っています。中学校の方にもこういった取り組みを、司法書士の先生がやっているのをご活用して下さいというような案内を、中学校にも是非欲しいなということが一つです。あとは様々な事例集といえますか、あるかと思っていますので、そういったものも、読みやすいもので全ての中学校に送って頂ければと。知らないとなんともなりませんので、そういった接点があれば、今回のような実践にも繋がりますので、それをお願いしたいなということです。あとそれともだぶりますが、その様な平日頃の活動の様子を学校だけでなく、社会にも新聞とかいろんなものを通じて、本当に身近な法律家として様々な方の相談にのっていらっしゃると思いますので、その様な発信を、是非、今後ともお願いしたいと思います。あとは、先ほどの新学習指導要領の法教育の重視ということもありますので、私のみならず、社会科の教員もこれからいろいろ工夫すると思いますので、今後ともご協力をお願いしたいと思います。あと、学校はお金ありません。ですから、今回もやっていますけれども、無料で、仙台や、地元気仙沼から何名もの先生方がいらして、私たちの指導に当たっていただいているのですが、無料でないとも出来ないと。中学校は、お金本当に無いのです。無いところでやっておりますので、今後とも無料でお願いしたいと思います。つたない実践ではありますが宜しくご指導いただきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

草野 ありがとうございます。ここで報告の中に出てきました吉田博文司法書士から、感想をおっしゃっていただけてよろしいでしょうか。

吉田司法書士 吉田博文です。宮城県司法書士会所属です。学習指導要領ですか、そういう認識もなく法律講座の方をさせていただきまして、今、改めて恥ずかしい思いをしております。現場では、中学校での講座を主にやらせてもらってまして、ちょっと崇高な内容はしていません。これからは、現場での表現の仕方をもっと工夫してやっていきたいと思っております。

草野 ありがとうございます。宮城県は、結構広いんですね。仙台を中心に半径 90 km から 100 km ありまして、気仙沼というところは、岩手県境の海岸寄り、仙台から行くと 2 ～ 3 時間みておかないといけない所です。そこで地元の気仙沼支部の吉田司法書士がいてくれるお陰で、実は非常に助かっているということもございます。他会でも、県によっては、県庁所在地から遠い地域にどうやって派遣するかという悩みが出てくると思います。旅費・交通費も実費としてかかるものもございますが、中学校にお金がないというお話もお伺いしました。それももちろんだと思いますので、その辺りも、考えていか

ないといけないかなというのも改めて思いました。

では、実践報告を受けまして、橋本先生からコメントをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

橋本 とても面白い実践だなというふうに拝見しました。どの窓口に行けばいいのかということを理解させるというのが後半出てくるので、どの窓口に行けばいいのか分かるような授業づくりというのは、将来何か困ったことがあったらどこに助けを求めたらいいのか分かる、実践的な授業だなと思いました。ただ、先ほど言いましたように、少し理論的な部分も踏まえる必要があると思うので、消費者契約法、製造物責任法の法規に触れるというところの中に、契約自由であったり、契約自由からの流れというところを内容として変えていけば、今回の新学習指導要領の狙いにもそう、とても興味深い授業だと思います。

草野 吉田先生の実践に関して、何かお聞きになりたいことがあれば。

会場B Q:「相談をする場面を見せる」という授業は、最近同じような趣旨の授業をやった経験がありまして、とてもいいやり方だと思ったのですが、実際に、どんな風にやったのでしょうか。3分程度のやり取りだったということですが、相談をどう組み立てて、どう話しをしようかとか、そういう指導はあったのでしょうか。

吉田 資料の5頁、6頁にあります事例を、一応、話し言葉で書きましたので、子どもたちに「どれやってみたい？」ということで事前に話をし、希望者でやりました。ここにある文章を読みながら、司法書士に向かって相談をするということです。特にアレンジをするというようなことはありませんでした。

会場B Q:これは先生が考えられた事例ですか。

吉田 そうです。実は、教科書ともう一つ、副教材として資料集を使っているのですが、そこにこれを簡単に文章にしたようなものがあったのです。それだと文章が具体性に乏しいので、少し私の方で加工して、このような事例にしたのです。

会場B そうすると、ロールプレイみたいな感じだったのですね。そこを例えば、中学生の段階では、相談をどうしてみようかみたいな、作戦会議はできないのでしょうか。発達段階のレベルがどれくらいなのか分からないのですが、どんな感じなのでしょう。

吉田 このテーマにかけられる時間が、先ほども申し上げましたけれど、せいぜい1時間から2時間なんです。ですから、利息のことをいきなり言っても分からないので、事前にやっぱり、こういう風な仕組みになっているのだなと知らせなければならぬし、そうすると、やっぱり2時間、3時間の授業になってくるのです。今、Bさんがおっしゃった（相談をどうやるかという）作戦会議めいたものやるとすると、4~5時間ということにもなるのです。年間85時間で教科書一冊終わるというような計画でやっていたので、あとは私のやり方なのですけどね。ただ、今年11月に、また吉田司法書士にお願いしてやろうかと思っていますので、今のBさんからのお話、それで盛り上がれば更

に面白いと思いますので、考えてみたいと思います。ありがとうございました。

② 司法書士の活動報告

草野

今まで司法書士が取り組んだ活動の実践について、伊見先生から活動報告という形で、日司連での活動報告も含めてお話いただきたいと思います。

伊見

皆様、こんにちは。今日お話をさせて頂くのは、今までお二人からお話いただいたことを踏まえまして、改めて、司法書士が、どういう風に法教育、教育活動に取り組んできたのかということ、一種のおさらいをするということが主な目的です。先ほどのご紹介の中にもありましたが、私自身は日司連の法教育推進委員会というところに籍をおいておりまして、そういう関係もございますので、連合会の中でも、各地の司法書士会で行っている活動のアンケートですとか、数字的なもの、内容的なもの集計をやっております。そういったところも踏まえながらお話を少ししていきたいと思います。それから今回の全国研修会のテーマが、「みち」ということでしたので、では今までの実績や課題を踏まえて、私たちが法教育というものをどう考えていったらいいのかなということで、若干、私見を述べたいと思います。

ではまず、自己紹介をさせていただきます。いろいろ肩書きを仰々しく言いましたけど、私自身は皆さんと同じように、地元の千葉で学校などに行って授業を展開している、一司法書士でございます。

私たち司法書士が学校の中で教育活動に関わるようになったのは、明確に何時からとは言いきれないのもあると思うのですが、私の知る範囲、先輩方から聞いた過去の資料などを見る範囲なのですけども、遅くとも1985年頃に、記録ですら、学校や地域の公民館などに出向いて行って、「法律教室」といわれている活動を行ってきたという様なものが出てきています。当初は、特に司法書士会の活動とかじゃなくて、個人の有志が手弁当で出かけて行ったという、そういった活動だと聞いております。その中で、今日この研修会を主催しております全国青年司法書士協議会（全青司）や、それを組織します地域の青年会、青司協の中で、組織としてそういう授業を展開して行こうというのが90年代頃から活発になってきております。それを受けて、司法書士会の本会事業として各地に展開をされていくという動きをしました。その後、日司連の動きということになってくるわけですが、1999年に日司連の中に初等中等教育推進委員会（現在の法教育推進委員会）というものが設置されて、内部的にも更に教育活動を推進していこうという体制をつくり、また、対外の組織に対しても、日司連の活動等をお示しする機会というものを持ってきたと思います。

2003年、法務省の法教育研究会ができて、司法書士会として委員を派遣し参加させていただく中で、今まで私たちが行ってきた主に消費者被害防止の啓発活動、ここでは啓発活動と言わせていただきますが、そうした活動と法教育というものの考え方はどこがどう違ってということ学ぶという機会をいただいたというふうに理解をしております。先ほど橋本先生からも法教育とは何かというところが冒頭に説明がありましたが、私たちが過去に取り組んできました消費者問題と法律教室の活動と照らし合わせていく中で、原理・原則の理解というものに重点を置くということの大切さということ、法教育の議論の中で私たちが学ぶことができました。それから思考的な教育ですね、単に知識を覚えるというのではなくて、なぜそうなるのかというようなことを考えながら理解

をしていくということが大事なのだということを、法教育の議論の中から私たちが学んだというふうに思います。

そして「現在とこれから」。これは若干私見が入ってくるのですが、各地の司法書士会や日司連として学校に派遣している講師、実績というのは非常に数が多いのです。日司連の委員として対外的に法教育や消費者教育の活動について報告をさせていただく機会が立場上多いのですが、数字等をお示ししてこれだけ学校に行っていますとお話すると、非常に他の機関の方から驚かれるのですね。それだけ多くやっているのかと。驚かれるってことは、逆に知りませんでしたということも含まれる訳なんですけども、初めて知りましたということで非常に驚かれるわけです。そういう意味で司法書士から他の団体に関係する方々に対して、自分達の経験を踏まえて外に発信していくことが、更に今後必要となってきますでしょう。それから、更に言えば、政策ですよ。教育内容や法律の方面での、教育活動に関与する事への私たちの立場をもっともっていかなければならないと、そう言った位置にあるんじゃないかなと思っておられます。

それと、気になる問題としては、この教育活動というものについて、先ほどの吉田先生のお話のように、社会問題の中の一つ、或いは人権の課題の一つとしての位置づけというものを、私たちの中でどれだけ明確化できるかということが課題であると理解をしているところです。

続きまして、こちらは日司連のホームページのデータから。日司連として各地の単位司法書士会のアンケートを通じて集計をしています実績の数値ということになります。2006年でちょっと止まってしまっているのですが、その後2007年、2008年も当然集計を取っておりまして、若干減ってはいます。その原因というのがどこにあるのか分からないのですが、取り組みは全国の司法書士会50会のうち40会以上で行われているという状況です。

私なりに今まで司法書士会、司法書士が行ってきた教育活動というのを分類してみました。どういったことを狙いとして、私たちは学校に行き何伝えていたのかを、4つに分けてみたのです。これは私の主観で分けたものです。もちろんこの4つの中にきれいに割り切れるものではないというのは理解はしているつもりではありません。

まず一つ目が、社会に出る直前の、主に高校生ということになるのでしょうか、これから社会に出て活動していく上で必要な法的な知識というものを覚える、身につけるということを重点に置いたもの。これを狙いとするときには、典型的なトラブル事例とその対処方法を紹介して、もしトラブルに巻き込まれたときにはどこに相談しに行ったらいいのかという、先ほどの吉田先生のお話にもあったと思うのですが、それを周知する、それを覚えてもらうということを大きな目的とした授業です。

二つ目。典型的なトラブル事例とか相談窓口の知識と言うよりは、契約に伴う権利と責任について学ぶということと、違法な契約からは解放される手だてがあるということ、それを学ぶ教育ということで、具体的な知識というよりは、どうして契約が成立したら守らないといけないのか、どうしたら契約から解放されるのかと言うようなことの考え方を学ぶというような授業が一つです。

三つ目ですね。社会で起きている諸問題について自らのことに引き寄せて考える力を養う。抽象的な言い方になっていきますけども、司法書士として特筆すべきここ数年間の取り組みは、多重債務やクレジットの法規制の問題であります。テレビ等で話題になり、

子どもたちもサラ金のCMが変化していったり、多重債務やクレジット与信の問題で苦しんでいる（人々についての）報道番組などを目に見ている中で、それと同じような事例を私たちが日々扱っているということ、そしてそれがテレビの向こうだけで起きているものではなくて、自分の身にももしかしたら降りかかる事かも知れないし、また一個人だけの問題ではなくて、社会全体でどうにか対策を取っていかねばという問題なんだと、これを学ぶというような授業です。

最後四つ目です。これも非常に抽象的な言い方になってしまっているのですが、「司法の役割というものについて学ぶ」。「実感を持って」という書き方をしたのですが、多分、教科書にも司法の役割って書いてあると思うんですよ。ですけども、我々は実務家ですから、実際に裁判の手続を通じて、個人の権利はどう実現されたのか、それによってその人の生活はどの様に改善されたのかとか、そう言ったことを生身の人間の感覚でもってお伝えをするというようなことができる。大きく分けるとこの四つの取り組みが、今、司法書士の中でできているんじゃないかなと、私なりに理解をしているところです。

次は、私個人を含めまして、皆様も経験されていると思いますが、講師としての悩み、迷いというところですね。一番最初のは、こういう集まりでディスカッションすると必ず出てくる話かなと思うのですが、まず生徒達が真剣に聞いてくれない、私語が多いという悩みですよ。私の場合、意見ということになってしまうのですが、多分全部聞いてもらうというのは無理でしょうというふうに割り切っております。皆様の意見も後でお聞きしたいのですが、またこちらが説明したことを全て、書いて覚えてもらおうなんて非常に、やっぱり無理だし。もしかして多くなると気がします。そうなる私達は何を求めて学校に行くのかなってことになりませんが、将来何かあったとき、ふっとこんな話を聞いたかも知れないなと思いつききっかけにさえなってくれさえすれば、それでいいんじゃないかと考えているわけです。

ただですね。こういった話を研修会や意見交換会でやっていきますと、こんなふうにして子どもたちの笑いを取りましたとか、子どもたちがすごくびびって怖がっていましたとかですね、そういった感想を述べて、そういった実績の報告をされるのが過去あったかと思うのです。ですが、笑って面白かったとか、怖かったとかっていうだけでは足りないのではと思っています。そこをぐりぐりと追求するだけでは駄目じゃないかなと気がしています。それから、異論もしかしてあるかも知れませんが、細かい法律の知識はいいから取り敢えず司法書士のところへ相談に来てくれ、ということさえ伝わればいいんだと言うような考えがあるかもしれませんが、それだと司法書士のある意味宣伝のような場になってしまうわけで、もちろん司法書士というものが、困ったときに駆け込める窓口であるということは、自信を持ってお伝えすべきだと思いますけれども、そこだけを伝えていくということは、やはり法教育という意味においては違うのではというふうに思っているところです。

これは全くの私の私見と言いますかね、今まで数多く学校等にも行かせていただく中でですね教員の方とお話する際に、教員の方々とね、「うちの生徒達はちゃんと聞いてくれなくてご迷惑をお掛けするかもしれませんが」とすごく謙遜をされるのですが、その時に私がお返しする最近の言葉がこれです。「1回切りの私、司法書士と子どもたちの出会いでございますので、確かに全部を覚えてもらうのは無理なのは分かっておりますが、1回の授業の中で聞いたこと感じたことっていうのを、その後日常生活の中でですね、お友達やそれから先生との間の会話、もしかしたらお家に帰って保護者・親等と

の話をしていただく。例えば家に帰ったあとテレビをつけたら、今日司法書士が話していたのと同じ事をやっていたと、その時にまた子どもたちが口にする事で親子の中で復習をするというのですか。そういったことが日々行われていくことってのがすごく大事なんじゃないかということが最近思っているところです。」と。やっぱり私たちが1回限りで出来ることって非常に限界もある中で、こういった広がりみたいなものを持たせるような授業というものを少し意識してみようかなと思っているところです。

最後ですね、道しるべと書きましたけれども、ここは私にしる、先程来の橋本先生のお話であったりのところという話になってくると思いますので、ざっと見ていただくといいかと思うのですが、結局、司法書士自身がすごく問われているなあという気が、最近、法教育をしていてそう思っているんですね。悪質商法の事例だったりその解決法というのは、ある程度消費者センターが作っているリーフレットであるとか、そういったものを見れば、何も私たちが行ってお話をしなくても情報としては本当は伝達できるはずなんです。じゃあ、何で司法書士が行ってそこでお話をするのかということなんです。そうすると、司法書士は結局何をしてくれる人なの、司法書士って普段何を見ている人なの、何を考えている人なのっていうことを、実は正面から問われているのだと感ずるわけです。それを抽象的に書かせていただいたのがこのボックスということになります。

大分時間が過ぎましたが、私自身が最近参考にさせていただいたり、人様にお勧めしている教材の一覧ということなのですが、こういったものも一つの例だというふうに思います。やっぱりこういったものを見て、また実務家として司法書士が、考え方、切り口を自分なりに見つけて再構成をして、「自分達の言葉で子どもたちに伝える」ということがすごく大事なんだと思いますので、是非、私も含めてですけども、何か完成された教材が出来上がったからそれをやればいいというようなパターン化されたものではない。日々我々の実務や社会で起きている事ってのが教材であって、それを法律家の視点でどう加工するかっていうことを意識してこれからも法教育や消費者教育というものを充実させていきたいと思ひます。

草野

ありがとうございました。